

神栖市地域公共交通計画(概要版)

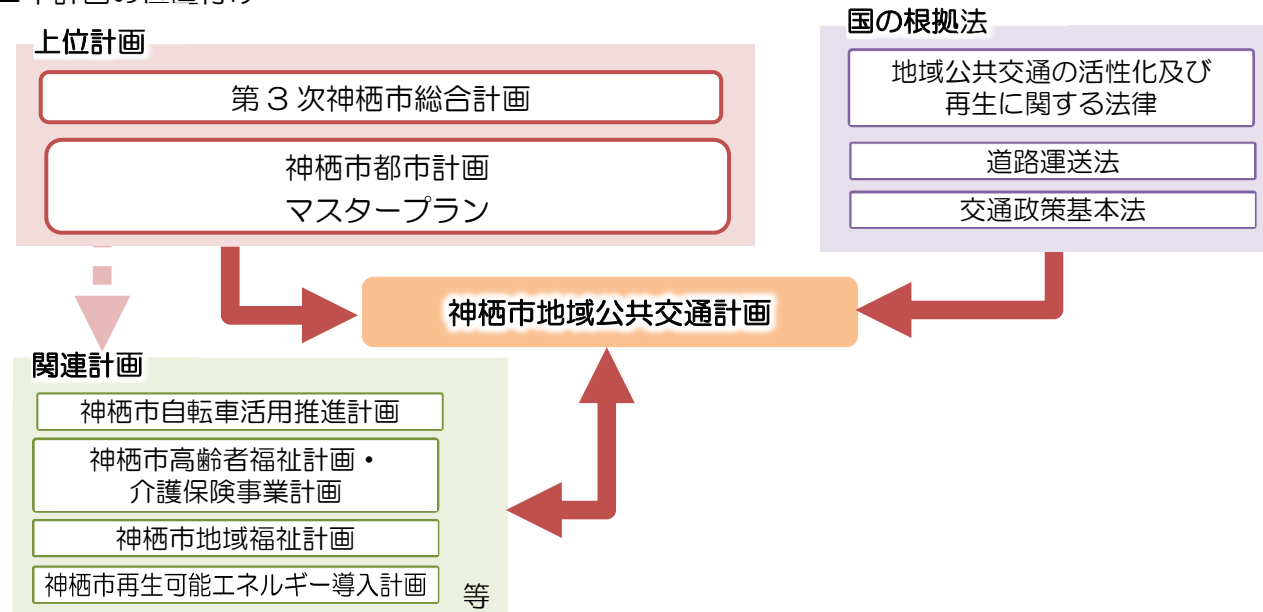
1 計画の概要

1-1 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である『第3次神栖市総合計画』と、本市の総合的なまちづくりについて示した『神栖市都市計画マスタープラン』を上位計画と位置付け、各計画との整合を図るとともに、本市における地域公共交通を取り巻く課題を解決するための、本市における公共交通政策のマスタープランとして策定します。

また、本市における他分野の分野別計画については、関連する方針・施策について連携を図り、互いの取組を補完し合うことで、地域における公共交通の利便性と持続性を高め、住民生活の質向上や地域活性化の推進を図ることが重要になります。

■本計画の位置付け



1-2 計画の対象

本計画で対象とする移動手段は、既存の公共交通サービスを基本としつつ、その他の輸送サービスを含みます。

一般的に、基本動作の支援が必要な方や障害のある方、一部施設の利用者や児童・生徒等の特定利用者を対象にした移動手段は、公共交通という枠組みには含みませんが、必要に応じて、計画の対象とする公共交通等と、これらの福祉輸送サービスや、シェアサイクル等の移動サービスと連携・調整を図りながら、本計画に定める取組を推進します。

■計画の対象

分類	交通手段
既存の公共交通	鉄道、路線バス、デマンドタクシー、タクシー
その他の輸送手段	病院、福祉施設、学校の送迎バス、福祉有償運送、シェアサイクル等
新たな移動手段	デマンド交通、自動運転、グリーンスローモビリティ、日本版ライドシェア等

1-3 計画期間

計画期間は令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)の5年間とします。ただし、社会情勢やまちづくりに大きな変化が生じた場合は、必要に応じて改定を行います。

2 本計画における基本的な方針・位置付ける施策について

2-1 計画の基本方針・目標について

計画の基本的な方向性について示す基本理念、基本方針について、以下の通りに位置付けます。また、これらの実施・達成状況を検証するために、基本目標と、検証のための評価指標を、以下の通り設定します。

■基本理念

基本理念
地域の暮らしと賑わいを結ぶ公共交通ネットワークの整備

■基本方針

基本方針1 持続性と利便性を両立したネットワークの構築

需要の高い区間を中心に、既存交通の維持確保や、交通サービス間の連携によって、継続的な運行を図ります。また、それ以外の区間でも、一定の利便性を安定的に維持できるように、ネットワークの再編を実施します。

基本目標：需要に応じた移動の確保と、拠点アクセスの利便性の向上

<指標>

- ①基幹路線の運行本数
- ②アンケート調査における『公共交通の利便性』に係る満足度
- ③地域公共交通に対する年間での公的資金投入額

基本方針2 市民が身近に利用できる交通サービスの確立

高齢者や子ども連れ、障がい者等の多様な利用者が利用しやすい環境整備を行うとともに、公共交通ネットワークに関する周知・PRを強化し、公共交通サービスの利便性向上を図ります。

併せて、他分野施策や地域と連携・協働し、利用者層の拡大や、市民利用の促進を図ります。

基本目標：分かりやすい公共交通の整備

<指標>

- ④交通サービス間での乗継ぎに特化した『乗り継ぎ拠点』の利便性向上策の実施数
- ⑤バス停留所における待合環境の向上
- ⑥主要施設における公共交通案内の改良
- ⑦市内公共交通の利用者数

基本方針3 持続可能なネットワークの維持に向けた調査・検討

慢性的な運転手不足への対応として、交通事業者と連携して、解消策の検討・推進を図ります。

また、次期計画での具体的な位置づけに向けて、地域主体とした交通サービスや、自動運転システムなどの新しい交通サービスの導入などについて、調査・研究を行います。

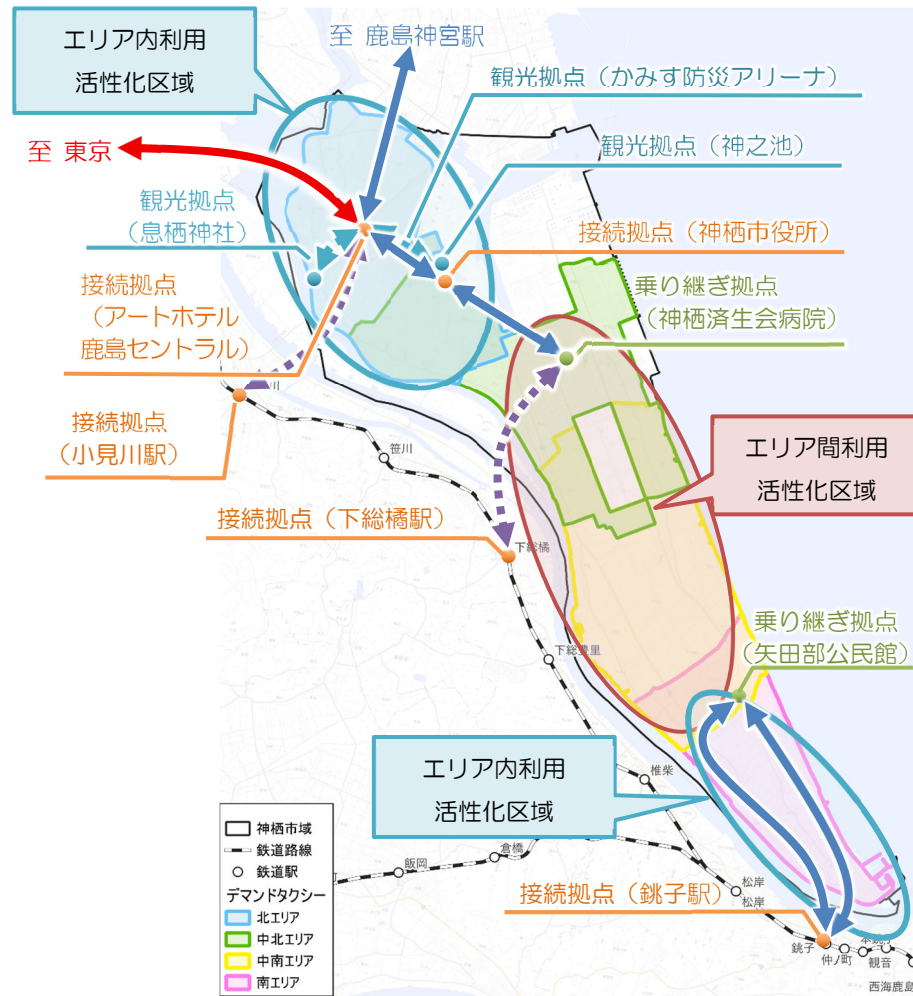
基本目標：持続的に運行を維持できる交通システムの再構築

<指標>

- ⑧運転手不足対応策に係る取組み
- ⑨地域公共交通活性化協議会における『新しい交通』導入の検討回数

2-2 計画の将来像について

本計画により目指す公共交通の姿を『将来像』として、以下の通りに設定します。



分類	役割
基幹路線 	本市の交通の主軸を担う区間。朝夕のみならず日中でも、一定頻度での運行を図る。
通勤・通学輸送特化路線 	通勤・通学での需要が集中する区間。運行時間帯に特化することで、維持確保を図る。
デマンド交通エリア間利用活性化区域 	デマンドタクシーを主な移動手段とする、比較的公共交通の需要が少ないエリア。乗り継ぎ拠点にてバス交通と接続することで、市内全域へアクセスする。
デマンド交通エリア内利用活性化区域 	基幹交通と並行して、デマンドタクシーが運行しているエリア。柔軟性が必要な移動はデマンドタクシーを中心に展開する。
観光輸送検討路線 	主に観光需要を想定して、新しい交通(※)での輸送等を検討する区間として位置付ける。

※自動運転バス、グリーンスローモビリティ、シェアサイクル、カーシェア等、既存交通とは異なる運行形態での交通サービス

3 本計画に基づいて実施する施策・事業について

3-1 位置付ける施策・事業

本計画に基づいて実施する取組みとして、以下のものを位置付けます。

基本方針1 持続性と利便性を両立したネットワークの構築

【取組①】基幹路線における路線バスの維持・確保

運行事業者と協議を行い、既存路線バスの運行について見直しを実施します。実施にあたっては、将来像に基づき、利便性の確保と、継続的な運行の実現に焦点を置いて検討を行います。

【取組②】コミュニティバスの路線再編案の検討

路線バス運行の見直しと併せて、コミュニティバスの路線網についても見直しを検討します。重要度の高い路線については、求められる利便性の設定と維持を図るとともに、路線バスからの転換、あるいはコミュニティバスのデマンドタクシーへの転換など、需要や利用状況に応じて検討を行います。

【取組③】デマンドタクシーをはじめとするタクシー交通の再編検討

デマンドタクシーについて、バス交通との乗り継ぎ利用が重要になることから、これに対応した運行体制の構築を図るとともに、福祉施策と連携して、移動手段を必要とする市民への対応を確立します。

基本方針2 市民が身近に利用できる交通サービスの確立

【取組④】交通拠点の再整理

市内の主要な施設や移動需要が高い施設、市外へ向かう広域交通との結節点となる地点を『交通拠点』と明文化し、今後のネットワーク検討における基軸として位置付けます。

【取組⑤】デマンドタクシー⇄バス交通の接続環境の整備

乗り継ぎ拠点における利便性向上に向けて、乗降場所の共通化、待合環境の整備などの環境整備を行うとともに、乗り継ぎ利用に対応した料金システムの検討などを実施します。

【取組⑥】神栖市民を対象とした利用促進策の実施

配布資料の作成などの情報提供強化や、利用環境の利便性向上、市民を対象にした利用促進・啓発活動などを通して、公共交通ネットワークの周知拡大や、利用促進を図ります。

基本方針3 持続可能なネットワークの維持に向けた調査・検討

【取組⑦】交通事業者における運転手不足の支援

将来的な公共交通ネットワークの維持に必要な取組みであることから、交通事業者単体で行うのではなく、行政が連携しながら乗務員確保に向けた取組みを検討・実施します。

【取組⑧】新しい交通の導入検討

乗務員不足への対応や、より利便性の高い、あるいは適切な交通サービスの提供に向けて、自動運転バス・グリーンスローモビリティなどの新しい交通に関する研究や、地域主体の交通など、新たな担い手による交通サービスの導入可能性について模索します。